

# 臨時給付金を支給します

平成26年4月からの消費税率引き上げに伴う生活への負担を軽減するため、臨時給付金を支給します。

臨時給付金は2種類あり、対象となるかたにはどちらか一つが支給されます(支給は1回限りです)。次ページのフロー図でご確認ください。

お問い合わせ

給付金相談窓口 ☎43-7019  
総合福祉センター 3階

開設期間 7月1日(火)～12月26日(金)

8時30分～17時

(土・日曜日、祝日を除く)

## 臨時福祉給付金

### 支給対象者

平成26年度市・県民税非課税のかた  
(ただし、課税されているかたの扶養に入っている場合や生活保護の受給者である場合などは対象外)  
※税の申告をしていないかたには、課税通知及び非課税通知の発送を  
していません。  
※16歳未満で被扶養親族となっていないかたでも、生計を同じにする保護者が市・県民税を課税されている場合には、対象外となります。

### 支給額

1人につき1万円  
※次に該当するかたには5千円が加算支給されます。  
① 高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者  
(平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払があるかた)  
② 児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者  
(平成26年1月分の手当等を受給しているかた)

表1 [市民税・県民税が非課税となる所得水準の目安]

給与所得者		区分	給与収入ベース
単身	93万円		
夫婦	137・8万円		
夫婦1人	168・3万円		
夫婦2人	209・9万円		

公的年金受給者		区分	年金収入ベース
単身	98万円		
65歳未満	148万円		
65歳以上	147万円		
65歳未満	147万円		
65歳以上	192・8万円		

## 子育て世帯臨時特例給付金

### 支給対象者

次の2つの要件を満たすかた  
① 平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給しているかた  
※特例給付とは、所得が高額なかたについて児童1人当たり月額5千円を支給しているものです。  
※対象のかたが亡くなられている場合、そのかたに代わって手当の支給を受けているかた等に支給します。  
② 平成25年中の所得が児童手当の所得制限額未満のかた

### 対象児童

平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象児童  
(ただし、臨時福祉給付金の対象となる児童や生活保護を受給している児童などは対象外)  
(1) 平成26年1月1日生まれのお子さんや、同日に国外から転入したお子さんについては、平成26年2月分の児童手当・特例給付の対象となっている場合は対象児童に含まれます。  
(2) 平成26年1月1日時点で中学校3年生であったが、実際の申請・支給時に中学校を卒業しているお子さんも対象となります。  
(3) 平成26年1月1日以降に児童福祉施設等に入所中のお子さんについては、児童福祉施設等からの代理申請に基づき、別途支給されます。  
(4) 平成26年1月1日から子育て世帯臨時特例給付金の支給が決定されるまでに亡くなられたお子さんは対象外です。

表2 [児童手当の所得制限額の目安]

区分(扶養親族等の数)	給与収入ベース
子1人(1人)	875・6万円未満
夫婦1人(2人)	917・8万円未満
夫婦2人(3人)	960万円未満

### 支給額

対象児童1人につき1万円